

Q & A

患者弁護士からの医療照会における注意点について

Q. 過去に当院で治療を受けていた患者の弁護士から、当時の治療経過について少し話を聞きたいとの連絡がありました。

1. 患者本人からの要請であれば応じるのですが、弁護士からは何を追及されるかわからず、診療も忙しいので、断っても大丈夫でしょうか。
2. よくよく話を聞いてみると、前医に対し、医療過誤による損害賠償を検討しているようで、前医での治療経過に関して意見を聞きたいとのことのようなようでした。このような場合、どのように対応すればよろしいでしょうか。
3. 患者の弁護士からは実際に会って話を伺いたいと言われています。面談でなくてはならないのでしょうか。

A.

1. 患者に対する顛末報告義務について

医師は患者に対し説明義務を負っていますが、治療終了後も患者の求めがあれば、当該病院での治療結果など治療の顛末について説明する義務を負っています（これを顛末報告義務と言います）。また、患者の弁護士であっても、患者からの依頼を受けて行動していますので、患者が求めてきたときと同じように対応する必要があります。

したがって、患者の弁護士から当院の治療経過について照会があれば、基本的に断ることはできません。なお、この顛末報告義務は、患者の動機や目的を問いませんので、仮に、当院への責任追及が想定されていても応じる必要があります。

2. 他院での治療経過に対する意見について

顛末報告義務は、当該病院での治療経過に関する説明であり、他院での治療経過に関して意見するものではありません。したがって、仮に、患者の弁護士から、前医での治療経過に関する意見を求められても、法律上は回答する義務はありません。

とはいえ、あくまで回答する義務がないというだけで、各医師の判断で意見することは許容されます。ただ、仮に意見をやるにしても、そもそも意見の前提となる事実関係が曖昧または不十分であったり、また、仮に患者の弁護士経由で前医のカルテ等を見て安易に意見を

してしまうと、却って前医から指摘を受けて、結果的に紛争や裁判に巻き込まれる危険性も出てきます。したがって、仮に各医師の責任で意見をやるにしても、慎重に対応するべきでしょう。

3. 照会への対応方法について

照会への対応方法については、特に法的な制約はなく、面談でも文書でも、基本的にはどちらでも構いません。

ただ、実際に面談をしてみると、患者に有利な意見を引き出そうと食い下がってきたりして、対応に苦慮したり、また、医学的に正確なことを述べても、誤解または曲解されてしまったりすることなどがあります。特に、前医との医療紛争が裁判になっている場合などは、後医（本ケースでは質問者）との面談時のやりとりを、面談報告書や聴取報告書という形で証拠化し、裁判所に提出することがあります。医師の方で事前に報告書の内容を確認しているならよいのですが、稀に許可なく、これらの書面が裁判所に提出され、後日裁判所や前医から連絡を受けてはじめて、そのような書面が提出されていることを知る、というケースもあるようです。

したがって、患者本人ではなく、患者の弁護士からの要請がある場合は、お互いに誤解などが生じないように、面談よりも、照会事項を文書にまとめてもらい、文書で回答をした方がよいと思われます。

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [vol.132 医師の顛末報告義務とは一医師が、医学上の基礎的な認識を欠いたために遺族に対して患者の死因について誤った説明をしたことについて損害賠償責任が認められた事例一](#)

- ・ [第2回 弁護士が診察に同席することを求めてきたらどうすればよいか？**](#)
- ・ [かかりつけ医に関連した医療紛争・医療訴訟の現状とその対策**](#)
- ・ [第11回 医療訴訟の証拠調べ\(その2\)診療録**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。